

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	市場外卸売場所の指定	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第41条第1項第1号	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品を卸売するとき。</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3～6 【略】</p> <p>* 市場外卸売場所指定申出書は、別紙様式第29号とする。</p>	
	参 考 事 項	原則として、申し出があった場合には指定を行う。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 10日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)